

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定〔渋谷区決定〕(素案)

都市計画神南一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

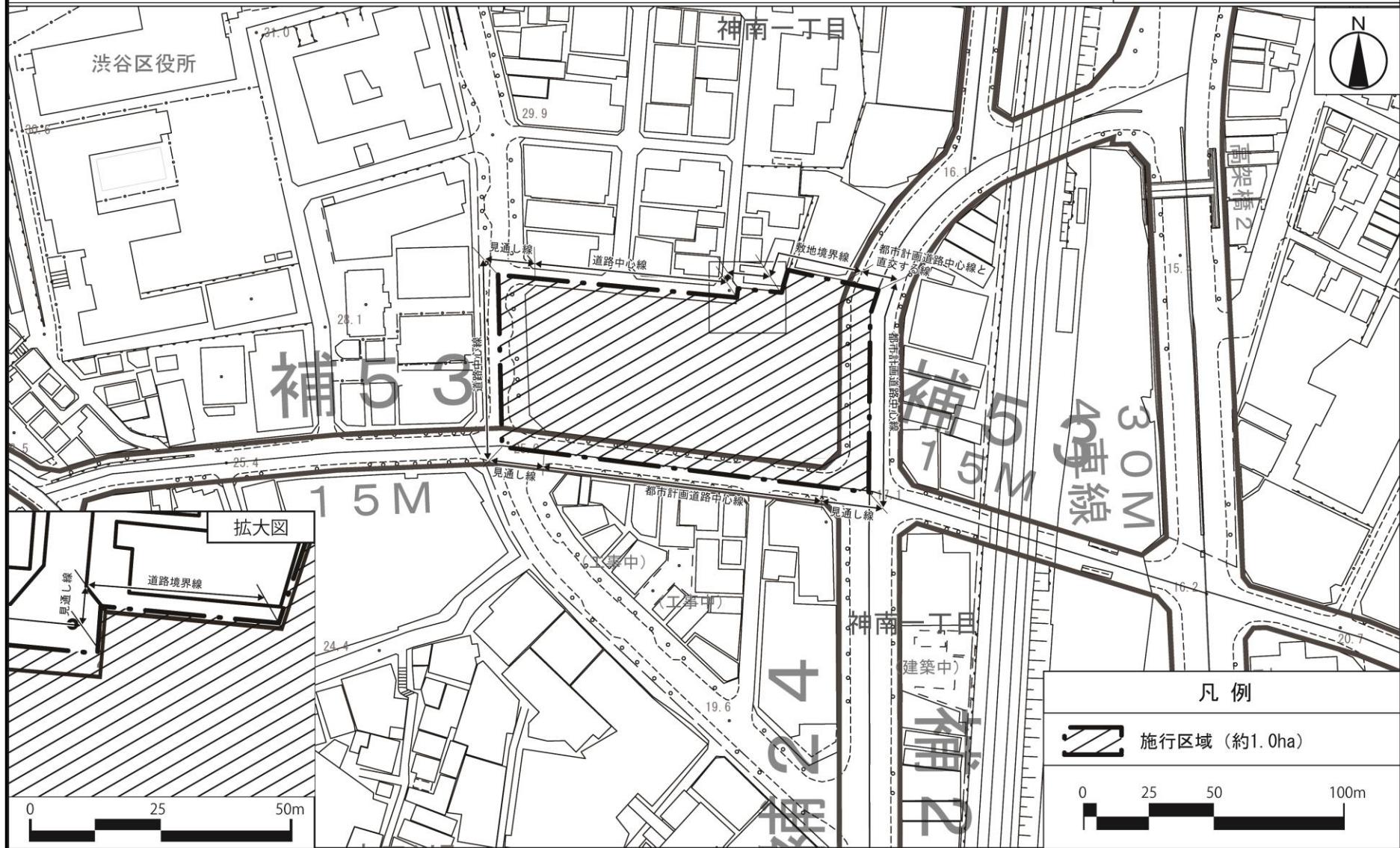
名 称		神南一丁目地区第一種市街地再開発事業			
施 行 区 域 面 積		約 1.0ha			
公共施設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	補助線街路第 24 号線	別に都市計画に定めるとおり。	整備済み
			補助線街路第 53 号線	別に都市計画に定めるとおり。	整備済み
		区画道路	特別区道第 968 号路線	幅員 約 3m [約 6m]、延長約 80m	既設
			特別区道第 972 号路線	幅員 約 10m [約 20m]、延長約 65m	既設
建築物の 整 備	建 築 面 積		延べ面積 [容積対象面積]	主 要 用 途	高 さ の 限 度
	約 5,650 m ²		約 108,000 m ² [約 87,880 m ²]	事務所、店舗、宿泊施設、産業支援・情報発信施設、駐車場等	高層部 A 145m 低層部 A 60m ・高さの基準点は T.P. +27.9m とする。
建築敷地 の 整 備	建 築 敷 地 面 積		整 備 計 画		
	約 7,145 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・地形による高低差を解消する縦動線や新たに東西をつなげる貫通通路等の整備により、多層にわたる歩行者動線を整備し、地域の回遊性を高める歩行者ネットワークを形成する。 ・公園通り沿いは、広場の整備等により、公園通りの連続的なにぎわい形成を図る。 ・建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの (2) 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 (3) 給排気施設の部分 (4) 建築物の保安及び安全管理上やむを得ない擁壁、塀、柵その他これらに類するもの建築物 		
参考	地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

理 由 : 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、産業支援・情報発信施設や国際化に対応した滞在環境、高規格な業務・商業機能等の一体整備による複合機能集積地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性向上及び広場等の整備によるにぎわい創出を通じて国際競争力の強化を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
神南一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 1

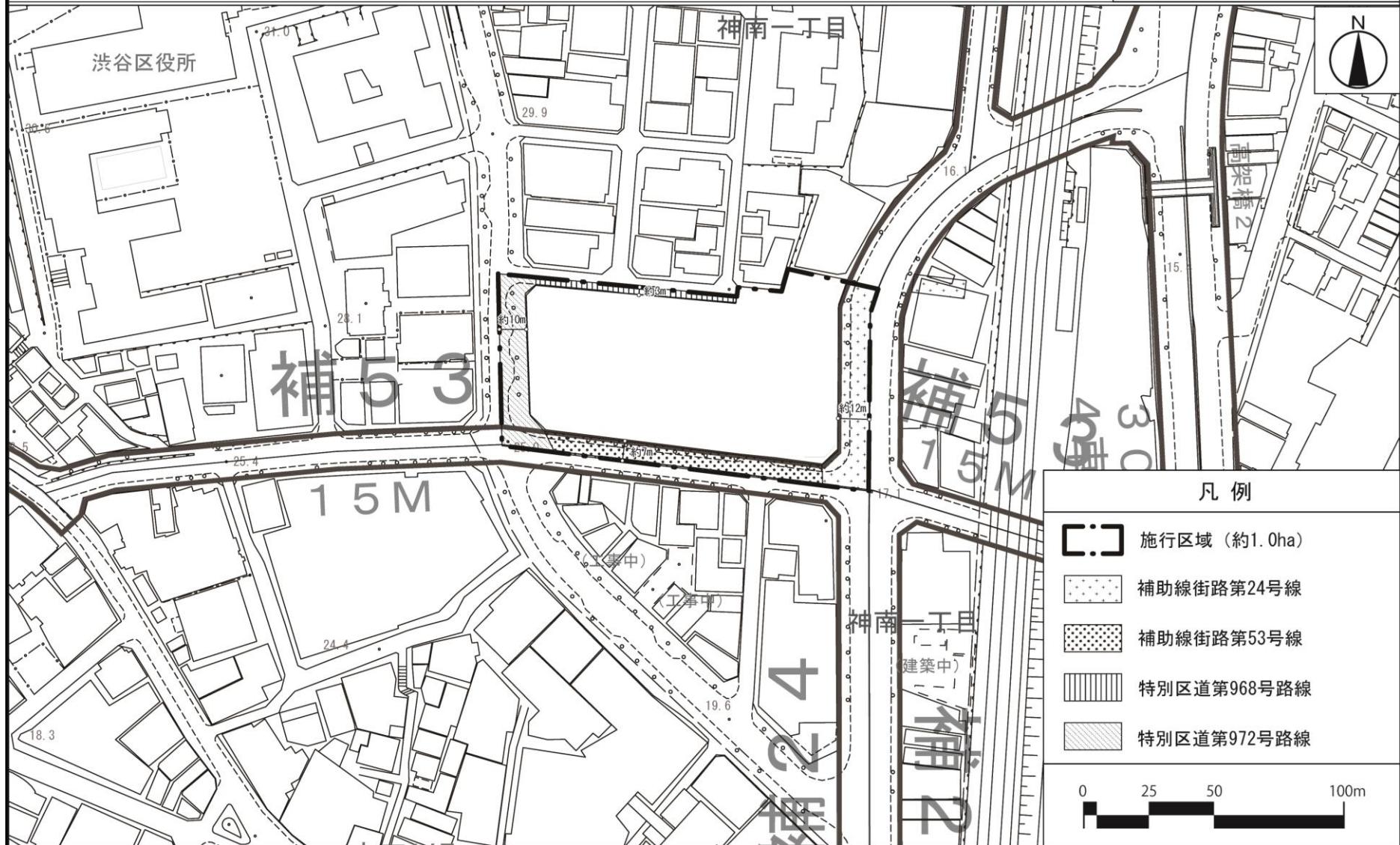
(施行区域図)



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：都市基交測第9号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「(承認番号) MMT07-K113-1、令和7年4月17日」、「(承認番号) 7都市基交測第9号、令和7年4月15日」「(承認番号) 7都市基街都第20号、令和7年4月18日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業
神南一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 2

(公共施設の配置)



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（承認番号：都市基交測第9号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。「(承認番号) MMT07-K113-1、令和7年4月17日」、「(承認番号) 7都市基交測第9号、令和7年4月15日」「(承認番号) 7都市基街都第20号、令和7年4月18日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(建築物の高さの限度)

神南一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

